

福利の広場

Fukuri no Hiroba

No.
172

2021年
7月発行

Contents! 〈目次〉

- 2 | 令和2年度 教職員定期健康診断受診結果のお知らせ
- 3 | 令和3年度特定健康診査・特定保健指導のご案内
- 4 | 共済組合と互助会の貸付のご案内
- 5 | 9月に標準報酬月額の時決定が行われます
- 6 | 令和2年度決算概要 公立学校共済組合 山形支部
- 7 | 令和2年度決算概要 山形県教職員互助会
- 8 | 個人型確定拠出年金iDeCo(イデコ)について
- 9 | 医療証の速やかな提出をお願いします
入学祝金について
自転車用ヘルメット購入にリフレッシュ補助券が利用できます
- 10 | 被扶養者の資格確認を実施します



令和2年度 教職員定期健康診断受診結果のお知らせ

昨年度の定期健康診断の受診者は、市町村立学校4,926人、県立学校3,144人、県教育委員会事務局404人、合計8,474人で受診対象者の99.9%の方が受診されました。健診結果は以下のとおりでした。

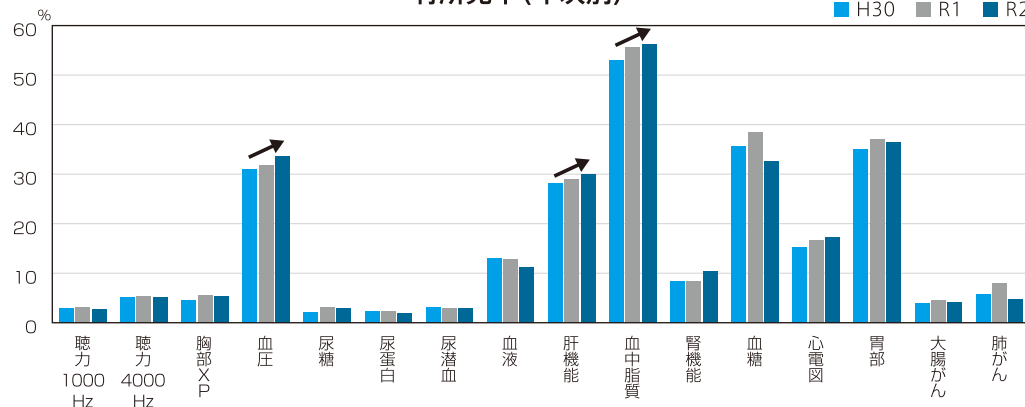
項目別“有所見該当者”率(年次別)

「有所見」とは「異常なし」以外の「要観察」「要精密検査」「要治療」等、何らかの所見があることをいいます。有所見率は受診者数のなかで、所見があった人の割合です。

単位%

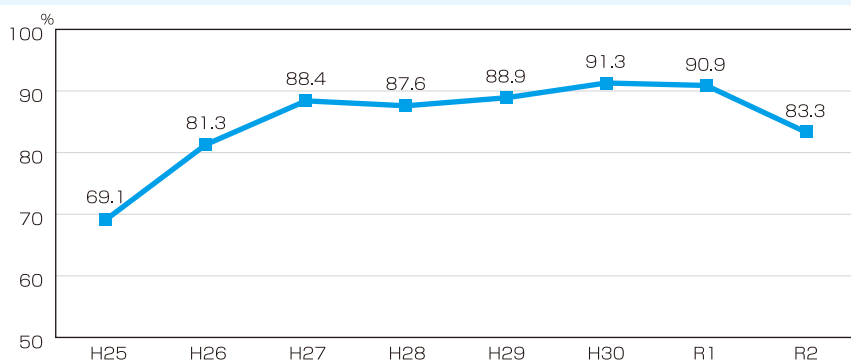
	聴力 1000 Hz	聴力 4000 Hz	胸部 X P	血 圧	尿 糖	尿 蛋 白	尿 潜 血	血 液	肝 機 能	血 中 脂 質	腎 機 能	血 糖	心 電 図	胃 部	大 腸 が ん	肺 が ん
H30	2.9	5.1	4.5	31.0	2.2	2.3	3.1	13.0	28.1	53.0	8.4	35.7	15.2	35.0	3.9	5.8
R1	3.2	5.3	5.6	31.8	3.2	2.4	3.0	12.9	29.0	55.7	8.4	38.5	16.7	37.1	4.5	8.0
R2	2.7	5.1	5.3	33.7	3.0	2.0	2.9	11.2	29.9	56.3	10.3	32.7	17.2	36.5	4.1	4.8

有所見率(年次別)



平成30年～令和2年度の有所見率を見ると、有所見率が高い項目は、血圧と血中脂質と血糖です。また年次別の結果においては、血圧・肝機能・血中脂質は、わずかですが増加傾向が見られます。胃部の結果については、「慢性胃炎」の所見が有所見に加わっているため、有所見率が高い結果となっています。

精密検査受診率の推移(%)



※市町村教育委員会(市町村立学校)+県教育委員会

(1月末現在)

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、健康診断の時期が遅れた学校や所属があり、精密検査の受診勧奨が遅くなってしまいました。そのため、1月末での精密検査受診率が83.3%に下がったと考えられます。

なお、令和3年3月末の精検受診率は、84.7%になっています。

「要精検・要医療」の結果が未受診の皆様へ

要精検・要医療の対象者のなかで、まだ精密検査を受診していない方は、なるべく早めに受診しましょう。

お問合せ先 ☎ 健康管理担当 023-630-2882・2816

令和3年度特定健康診査・特定保健指導のご案内

被扶養者

「特定健康診査」の受診券を配付しております【無料】



令和3年4月1日現在で39歳から74歳までの被扶養者の方に、組合員の所属所を通して「**特定健康診査受診券(有効期限: R4.2.28)**」を配付しております。

「受診券」を使うことで、特定健診は**無料**で受ける事が出来ます。

生活習慣病の予防・早期発見のため、積極的に特定健診を受けましょう!

- ◆ 受診したい健診機関に事前に受診日時を予約してください。
- ◆ 受診の際は「**受診券**」と「**被保険者証**」を**忘れずに持参**してください。
(※被扶養者資格を喪失した日以降は受診できません。)
- ◆ 市町村検診でも受診出来る場合があります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。
- ◆ 詳細は、受診券に同封の案内文または当支部ホームページをご覧ください。

組合員と被扶養者

「特定保健指導」を受診しましょう!【無料】



特定健診(組合員は定期健診や人間ドックで代替)の結果、メタボのリスクがあると判明した方に、「**特定保健指導利用券(有効期限: R4.3.31)**」を順次、配付いたします。

特定保健指導では、管理栄養士等の専門家がみなさまの健康や生活習慣の改善に向けたアドバイスをします。**無料**で受ける事が出来ますので、この機会を利用して、脳卒中や心臓病、糖尿病などの生活習慣病を予防しましょう!

- ◆ 特定保健指導を受けるには、次の3つの方法があります。(いずれか1つの方法での受診です。)

1.案内状記載の実施機関で受ける。	ご自身で実施機関に予約の上、利用券を持参してください。
2.人間ドック時に受ける。	組合員本人のみ。一部のドック実施機関に限ります。
3.所属訪問型で受ける。	組合員本人のみ。委託先より所属を通してお電話いたします。 【委託先: SOMPOヘルスサポート株】

- ◆ 詳細は、お届けする利用券に同封の案内文または当支部ホームページをご覧ください。

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症の影響について

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、医療機関等によっては、特定健康診査・特定保健指導の実施を中止・延期する可能性があります。
- ◆ 特定健康診査・特定保健指導を受ける際は、必ず、事前に医療機関等に確認、予約のうえ受診するようにご注意ください。

お問合せ先 ☎ 健康管理担当 023-630-2882

共済組合と互助会の貸付のご案内

組合員期間が6か月以上の組合員は、臨時に資金が必要になったときに貸付をご利用いただけます。

	貸付利率(変動)	貸付種別	貸付申込限度額
共済組合 (※1)	年1.32%	一般、結婚、葬祭	200万円
		医療貸付	120万円
		教育貸付(2年目以降の費用) は毎年申込で借り換われます。	550万円
		住宅貸付	1,800万円
		特別貸付(給与償還のみ)	給料月額×3/10 ×残任期月数
	年1.06%	介護構造貸付	300万円
	年0.99%	住宅災害貸付	1,900万円
		災害貸付	200万円
無利息	高額医療貸付	高額療養費支給相当額	
	出産貸付	出産相当額	
互助会 (※2)	年1.26%	生活資金	100万円
		住宅資金	1,000万円
		入学・教育・自動車・ 研修旅行・物品購入資金	200万円

(※1) 生活費、借金の返済の借入は貸付対象外となります。再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員の方は、特別、高額医療、出産貸付のみが対象です。

(※2) 再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員の方は、貸付対象外です。

	締切日・貸付日		返済方法 (自動天引き)
共済組合	住宅・介護構造住宅・住宅災害貸付	締切日 … 月末 貸付日 … 翌月25日	給与・賞与
	一般・教育貸付等	締切日 … 5日 貸付日 … 当月25日	
互助会	随時(申込書受理後、不備等がなければ7日～10日で貸付)		給与のみ

多重債務による自己破産、民事再生等
が起きています。
貸付を申込みときは、無理のない返済
計画を立てるようにしましょう。

お問い合わせがあれば気軽に電話してケロ!

公立学校共済組合貸付キャラクター
「おたすけケロ」



お問い合わせ先 ☎ 共済組合(貸付担当) 023-631-5950 互助会 023-631-5115

9月に標準報酬月額の時決定が行われます

定時決定とは

組合員の方が実際に受ける報酬とすでに決定されている「標準報酬月額」との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日において、組合員である者の4月から6月までの3月間の報酬の平均により、標準報酬月額を決定します。この決定を「**定時決定**」といいます。

定時決定は、10月以降に随時改定等の改定がある場合を除き、その年の9月1日から翌年の8月31日まで適応されます。

標準報酬月額とは、組合員から徴収する掛金の算定、各種給付金や年金の算定の基礎となるものです。

対象者

7月1日において、現に組合員である者

※以下に該当する者は、定時決定の対象にはなりません。

- ・6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した者
- ・7月から9月までの間に、随時改定・育児休業終了時改定・産前産後終了時改定を行った者

算定方法

4月から6月までの3月間に支給された報酬の総額をその月数で除して得た額を「報酬月額」とし、この額を等級表に当てはめて標準報酬月額を決定します。

◆定時決定のイメージ

	固定的給与※1	非固定的給与※2	合計				
【4月】	280,000円	+ 8,000円	= 288,000円	} 総額	報酬月額		
【5月】	280,000円	+ 25,000円	= 305,000円			885,000円	÷ 3 = 295,000円
【6月】	280,000円	+ 12,000円	= 292,000円				

報酬月額を等級表に当てはめると…

報酬月額	等級		標準報酬月額
	短期退職	厚生	
⋮	⋮	⋮	⋮
270,000円以上 290,000円未満	第17級	第18級	280,000円
290,000円以上 310,000円未満	第18級	第19級	300,000円
⋮	⋮	⋮	⋮

標準報酬月額
短期・退職第18級、厚生第19級
300,000円

※1 固定的給与とは、勤務実績に関係なく、月等单位で継続して支給される報酬のこと。

(例) 扶養手当、住宅手当、通勤手当など

※2 非固定的給与とは、勤務実績に応じて支給される報酬のこと。

(例) 時間外勤務手当、休日勤務手当など

標準報酬月額に不明な点がございましたら、庶務係までお問い合わせください。

お問合せ先 ☎ 庶務係 023-630-2883

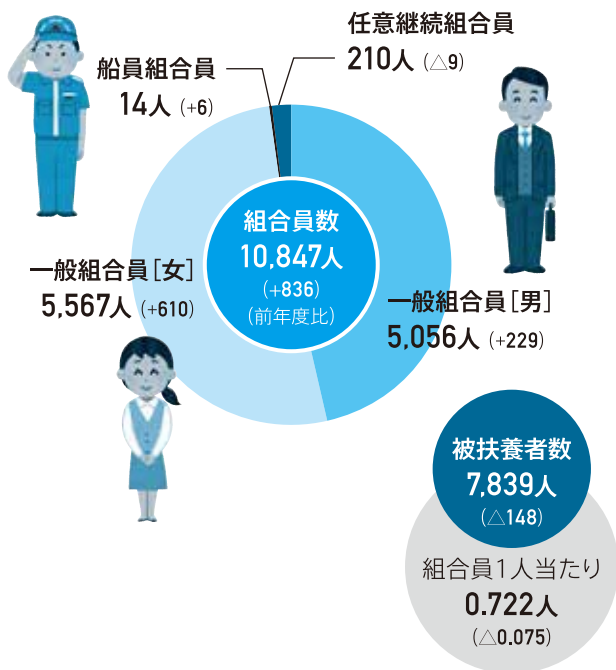
令和2年度決算概要 公立学校共済組合 山形支部

令和2年度公立学校共済組合山形支部決算は、令和3年5月28日支部運営審議会において承認されました。

1

組合員数・被扶養者数

R3.3.31現在



2

各経理の決算

短期経理

掛金・負担金等の収入総額は、68億4158万9千円となり、これを財源に下記医療費等の支払をしました。

収入総額と下記医療費等との差額については、本部へ送金し、主に高齢者の医療費等に充てられます。

区分	件数(件)	金額(千円)
保健給付	243,273	2,531,863
休業給付	1,520	273,397
災害給付	3	580
附加給付	916	32,953
一部負担金払戻金	1,357	40,508
合計	247,069	2,879,301

長期給付に係る経理

掛金・負担金等の収入総額は、176億3126万6千円となり、年金の財源として本部へ送金しました。

保健経理

組合員とその家族の健康保持・増進を目的として下記保健事業を実施しました。

事業名	金額(千円)	実績等
人間ドック(一泊二日コース)	75,503	1,333人
内視鏡付人間ドック(胃部・大腸)	12,473	188人
内視鏡付人間ドック(胃部)	11,133	192人
人間ドック(日帰りコース)	31,420	1,126人
脳ドック	7,774	227人
脳と心のトータルケア付人間ドック	7,415	110人
婦人がん検診	12,022	子宮がん1,263人 乳がん 506人
被扶養者健康診断	2,036	89人
歯周疾患検診	300	65人
こころと体のリフレッシュ講座	210	7所属
健康ウォーキング事業	754	358組1,074人
メンタルヘルスセミナー	10	408人
メンタルヘルス健康相談	20	2件
健康管理図書(卓上カレンダー)配付	1,818	全組合員
アドバイザー派遣	358	リワーク 2回 メンタル 18回
保養施設等宿泊利用補助	640	320人
55生活設計講座	0	資料配布
若年層向けライフプランセミナー	0	資料配布
災害対策事業見舞金	90	3人
特定健康診査・特定保健指導	27,031	—
合計	191,007	—

貸付経理

下記のとおり新規貸付を行いました。

区分	件数(件)	金額(千円)
一般貸付	60	85,400
住宅貸付	5	25,900
教育貸付	18	39,000
医療貸付	1	500
結婚貸付	1	800
合計	85	151,600

令和2年度決算概要 山形県教職員互助会

令和2年度山形県教職員互助会決算は、令和3年6月22日の定時評議員会において承認されました。

1 会員・家族数

R3.3.31現在

区分	令和2年度	前年度比
会員	11,037人	1,050人
家族	8,032人	△21人

2 各事業の決算

一般給付事業

事業活動収入総額74,629千円に対し、下記事業等に支出しました。

・家族療養見舞金	42,599千円
・出産・傷病見舞金及び埋葬料	11,215千円

福祉事業

事業活動収入総額233,114千円に対し、下記事業等に支出しました。

・会員療養見舞金	137,436千円
・結婚祝金等の給付事業費(上記除く)	54,957千円
・リフレッシュ推進事業等の福祉事業費	26,323千円

退職給付事業

事業活動収入総額は359,862千円となり、下記事業等を実施しました。

・退職生業資金	253,504千円
・会員・配偶者弔慰金	5,000千円
・貸付事業費	158,000千円

なお、当該事業は、会員からいただいた掛金を積み立て、貸付事業などで運用したうえで、最終的に退職生業資金として会員に給付する事業のため、単年度の収支は一致しません。

貸付状況

貸付種別	件数(件)	金額(千円)
生活資金	56	47,600
入学資金	8	14,400
住宅資金	4	27,600
研修旅行資金	0	0
自動車資金	37	56,600
教育資金	8	11,800
物品購入資金	0	0
合計	113	158,000
令和2年度末貸付残高	679	563,429

退職互助部事業

事業活動収入総額216,424千円に対し、下記事業等に支出しました。

・療養補助金	98,289千円
・脱退一時金等の給付事業費(上記除く)	167,421千円
・施設利用補助費等の福祉事業費	7,903千円

加入者数

区分	令和2年度	前年度比
現職加入者	6,628人	△382人
特別加入者	8,513人	248人

公益事業関係

「スクールコンサート」を県内28校で実施し、事業活動支出総額は6,045千円となりました。

管理費関係

法人全体に関わる管理費で、1,083千円を支出しました。

個人型確定拠出年金iDeCo (イデコ) について

個人型確定拠出年金は、加入者が掛金を定めて拠出し、加入者自ら運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定されるものです。

掛金が全額所得控除される等の税制優遇措置がありますが、一方で、原則60歳まで引出せない等の制約もあります。

掛金について

個人型確定拠出年金の掛金は、教職員、公務員等の共済加入者は月々5,000円以上1,000円単位で上限を12,000円の範囲内で設定できます。また、加入者が年1回以上任意に決めた月にまとめて拠出(年単位拠出)することもできます。掛金額は、1年に1回だけ変更することができますので、ご自身の状況の変化に合わせて、掛金額の増減をすることも可能です。

受給について

個人型確定拠出年金は原則60歳にならないと資産を引き出すことができません。通算加入者等期間が10年以上あれば60～69歳の間に年金受給の請求ができますが、通算加入者等期間が短くなると、年金受給の開始時期が遅くなります。受給方法は有期年金か一時金で、受取方法を選択することができます(金融機関によっては、年金と一時金を併用することもできます。)。また、個人型確定拠出年金は、将来、受け取れる額があらかじめ確定しているわけではありません。資産の運用はご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動するため、商品の特徴をよく理解したうえで運用商品をお選びください。

個人型確定拠出年金の制度内容・加入申込みの方法など、詳しくは、国民年金基金連合会のホームページ(<https://www.ideco-koushiki.jp/>)をご覧ください。

なお、加入申込み時に必要となる事業主証明書は、教育庁福利厚生課にて発行します。事業主証明書を希望する場合は、所属長を通して福利厚生課へ依頼してください。

	提出時期	提出書類
事業主証明書の発行依頼	随時※	①「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」 ②「基礎年金番号等の利用に関する同意書(様式第1号)」 ③基礎年金番号を確認できる書類の写し

※ 事業主証明の依頼は随時受け付けますが、交付まで2週間程度要する場合があります。

事業主証明書についてのお問合せ先 ☎

年金担当 023-630-2887

医療証の速やかな提出をお願いします

組員又は被扶養者が市町村等が実施する「医療給付制度」の適用者となられた場合は、医療機関で支払う医療費の自己負担額が助成(自己負担額の全額又は一部免除)されます。この場合、「医療給付制度」からの助成と共済組合の給付との重複支給を避けるため、「適用者となった場合」、「適用者でなくなった場合」及び「自己負担割合が変更された場合」は届出が必要です。



報告がなかったり、
遅延したりすると
誤った給付が行われ、
後日給付金の返還をして
いただく場合もありますので
ご注意ください!

1. 報告が必要な医療制度

- ・「重度心身障がい(児)者医療給付制度」
- ・ひとり親家庭等医療給付制度

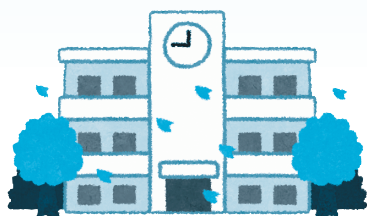
2. 報告方法

- ・市町村から各医療証が発行される都度、その証の写しを共済組合へ提出してください
- ・助成停止の場合は、市町村等からの助成停止に関する通知文等の写しを提出してください

お問合せ先 ☎ 給付担当 023-630-2884

入学祝金について

- 給付額 … 10,000円
- 給付要件 … 子(※)が小学校・中学校・高等学校等に入学したとき
※扶養関係は問いません
- 提出書類 … 入学祝金請求書(添付書類不要)
- 請求の時効 … 入学日から3年間



請求はお済みですか？

夫婦ともに会員の場合は、お子様一人に対し、夫婦それぞれが請求できます

自転車用ヘルメット購入に リフレッシュ補助券が 利用できます

～ 令和3年8月1日から ～

< 契約事業所 >

イオンバイク
県内7店舗

モンベル
県内3店舗



自転車乗車時はヘルメットを着用しましょう

お問合せ先 ☎ 互助会 023-631-5115

被扶養者の資格確認を実施します

共済組合では1年に一度、家族の状況・収入等を調査し、被扶養者としての資格要件を満たしているか、書類審査を行っています。今年も対象者には所属所から「家族調書」を配布しておりますので、ご協力をお願いいたします。



組合員

令和3年度の他共済・他支部からの転入者は**被扶養者分の住民票**の提出が必要なんだ！

県外の子どもの分も早めに準備しておこう。

詳しい必要書類については学校事務に早めに確認しよう。



配偶者

仕事をしていなくても、**令和3年度所得額証明書**が必要な場合があるのね。

令和2年7月以降に働いていたら、職場に**雇用兼給与証明書**を書いてもらう必要があるみたい。

月額108,334円を3か月連続で超えると要注意ね。



子(大学1年生)

令和3年度の他共済・他支部からの転入者で4月に提出していない場合は、**在学証明書**(学生証不可)が必要なんだ。大学に依頼しておこう。

今年からアルバイトもしているから、**雇用兼給与証明書**をアルバイト先に記載してもらおう。



父母

公的年金等(障害年金・遺族年金を含む)の収入を確認する必要があるから、**令和3年度所得額証明書**や**令和3年度年金振込通知書**(6月中旬頃に届くもの)を提出しよう。

年間収入が180万円未満かどうか一緒に確認しないとね。

昨年度からの変更点

国内居住要件の確認として令和2年4月以降に「住民票」を提出している被扶養者は、今年度の「住民票」の提出は不要です。

- (例) ・令和2年度家族調書検認時に住民票を提出した被扶養者
・令和2年4月以降に新たに認定され、被扶養者申告書と共に住民票を提出した被扶養者

…… 審査の結果、被扶養者が資格要件を欠いていたことが判明した場合、……
→ → → 取消の事実が発生した日まで遡って認定の取消となります! ← ← ←



日頃から被扶養者の収入状況を確認するようにしてください。何か変化があった時は要注意です！
所属の事務担当に相談するようにしましょう。

お問合せ先 ☎ 給付担当 023-630-2886